



平成30年8月6日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 榊 徹
(JASDAQ・コード6838)
問 合 せ 先 経営企画部 徳本 潤弥
電 話 番 号 03-6435-6933

分配可能額を超えた前期末の配当金に関する調査委員会設置のお知らせ

当社は、平成30年8月1日付「分配可能額を超えた前期末の配当金に関するお知らせ」で公表致しましたとおり、平成30年5月11日取締役会において会社法および会社計算規則により算定される分配可能額を超え、前期末配当金の支払いを決議及び実施したことに関し、原因の解明等のため、社内調査委員会の設置と、外部の調査委員に社内調査委員会の調査結果の検証等を委嘱することとしていましたが、この度、その内容が決まりましたのでお知らせ致します。

記

1. 社内調査委員会の設置

当社は、本日付で、事実経過の確認、関与者に対するヒアリング、発生原因の究明分析、社内処分の検討、再発防止策の立案等を行うため、以下の構成による社内調査委員会を設置致しました。尚、客観的な調査を行うため、弊社グループ内で拠点が異なる子会社(株)多摩川電子の管理部門責任者を委員の1人として選出しております。

委員長 上 林 典 子 (平成30年6月28日開催の定時株主総会にて選任、社外取締役、弁護士)
委 員 古 川 清 (平成30年6月28日開催の定時株主総会にて選任、社外監査役、税理士)
委 員 貫 洞 貴 治 (当社子会社(株)多摩川電子の経営管理部マネージャー)

2. 外部調査委員会の設置

当社は、本日付で、弁護士法人森・濱田松本法律事務所所属の弁護士1名及び森・濱田松本法律事務所所属の弁護士3名を委員とする外部の調査委員会を設置し、社内調査委員会の調査結果の検証、必要に応じた原因の究明及び再発防止策の提言、並びに本件に係る関係者の責任についての検討を依頼しました。

委員長 信 國 篤 慶 (弁護士法人森・濱田松本法律事務所 弁護士)
委 員 峯 岸 健 太 郎 (森・濱田松本法律事務所 弁護士)
委 員 千 原 剛 (森・濱田松本法律事務所 弁護士)
委 員 山 口 み どり (森・濱田松本法律事務所 弁護士)

3. 今後の見通し

今後、社内調査委員会において、事実経過の確認、関与者に対するヒアリング、発生原因の究明分析、社内処分の検討、再発防止策の立案等を行うとともに、外部の調査委員会において、社内調査委員会の調査結果の検証、必要に応じた原因の究明及び再発防止策の提言、並びに本件に係る関係者の責任についての検討を行った後、調査結果、再発防止策等について公表する予定です。

当社に關係する皆様に対し、ご心配をおかけすることをお詫び申し上げます。

以 上